

市県民税申告書 記載例 (1)

収入がある場合

令和8年度 市県民税・県民税（国民健康保険税）申告書
(住所・氏名等の欄は省略)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
控除	源泉徴収票のとおり	352,651		
	国民年金保険料	194,960		
	合計			547,611
15 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	115,000
控除	新個人年金保険料の計	17,053	旧個人年金保険料の計	36,013
	介護医療保険料の計	24,905		
	地震保険料の計	46,537	旧長期障害保険料の計	
17～19 寡婦、ひとり親、勤労学生控除	17 ☐ 寡婦控除 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未婚	18 ☐ ひとり親控除		
20 障害者控除	1 氏名 栗東 夏江	障害の程度 身体障害 1 級 (度)		
控除	2 氏名 栗東 冬美	障害の程度 療育 B 級 (度)		
	21～22 配偶者控除・配偶者特別控除	氏名 栗東 花子	生年月日 昭和 36・5・7	配偶者の合計所得金額 1,141,600
23～24 特定扶養親族特別控除	氏名 栗東 春雄	生年月日 昭和 15・3・1	同居・別居 同居	控除額 31 万円
	氏名 栗東 夏江	生年月日 昭和 7・7・12	同居・別居 同居	控除額 38 万円
	氏名		同居・別居	控除額
	氏名		同居・別居	控除額

当該親族等が特定親族特別控除の適用者の場合、「特親」欄に○を記入してください。

16 未成年の扶養親族	氏名 栗東 冬美	生年月日 平成 4・1・8	同居・別居 同居	控除額 子 子
控除	1 氏名 栗東 冬美	生年月日 平成 4・1・8	同居・別居 同居	控除額 子 子
	2 氏名 栗東 冬美	生年月日 平成 4・1・8	同居・別居 同居	控除額 子 子
	3 氏名 栗東 冬美	生年月日 平成 4・1・8	同居・別居 同居	控除額 子 子

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に住所を記入してください。

27 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
控除	損害金額	保険金などで補てんされる金額	損害を受けた資産の種類
	支払った医療費等	276,150	18,000
28 医療費控除	支払った医療費等	276,150	18,000

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、右の4の「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

29 所得がなかった方の記入欄	1. 次の者に扶養されていた。(仕送りを受けていた場合を含む.)	
控除	氏名 栗東 冬美	続柄 子
	(別住所の場合、その住所)	
	2. 学生であった。(学校名)	
	3. 傷病者や遺族の年金を受けていた。遺族年金・障害者年金・その他 ()	
4. 失業・生活保護・疾病 () 年 () 月から		
5. その他 ()		

6 給与所得の内訳 「収入金額計」(a又はb、両方あるときはa+b)を表面へ

1 〇〇産業(株)	収入金額 2,765,831	3	収入金額 2,765,831
2			

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
農業		280,000	230,000	

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種 目	所得の生ずる場所（支払者名）	収入金額	必要経費
個人年金	〇〇生命保険	200,000	180,000

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏 名	住 所
1 栗東 夏江	草津市△△町〇〇〇番地の〇〇

扶養・障害者控除の内訳など

春雄	特定親族特別控除→31万円	障害者控除	
夏江	老人扶養→38万円	身障1級＝特別障害→30万円	
冬美	年少扶養（控除額なし）	療育B＝その他障害→26万円	
控除計	69万円	56万円	

※申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族欄の「個人番号」欄には、それぞれの『マイナンバー』を記入してください。

収入金額等	事業 営業等 ア	収入金額
1 収入金額等	農業 イ	280,000
	不動産 ウ	
	利子 エ	
	配当 オ	
2 所得金額	給与 カ	2,765,831
	公的年金等 キ	2,106,460
	業務 ク	
	その他 ケ	200,000
3 所得金額	短期 コ	
	長期 サ	
	一時 シ	
	合計	2,831,260

所得金額	社会保険料控除	547,611
4 所得から差し引かれる金額	小規模企業共済等掛金控除	
	生命保険料控除	70,000
	地震保険料控除	23,269
	寡婦、ひとり親控除	560,000
5 所得金額	障害者控除	210,000
	配偶者（特別）控除	380,000
	扶養控除	310,000
	特定親族特別控除	430,000
6 所得金額	基礎控除	2,530,880
	雑損控除	
	医療費控除	158,150
	合計	2,689,030

※ 所得税の控除額とは異なります。

5 給与・公的年金等にかかる所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市県民税・県民税の納税方法

☐ 給与から差引き（特別徴収）	☐ 自分で納付（普通徴収）
--	--------------------------------------

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

《裏面にも記載する欄があります》

《本人の収入》

・給与 与…〇〇産業(株)から2,765,831円
・年金 金…日本年金機構から2,081,360円
企業年金連合会から25,100円
・農業 業…収入額280,000円、必要経費230,000円
（掛金相当額180,000円）
・個人年金 金…〇〇生命保険から200,000円
（掛金相当額180,000円）

《家族構成、及びその収入など》

本人 太郎 昭和35年1月21日生
妻 花子 昭和45年5月7日生
（給与収入1,780,200円）
子 春雄 平成15年3月1日生
（給与収入1,680,000円／大学生）
子 千秋 平成10年10月23日生
（給与収入1,358,000円）
子の子 冬美 令和4年1月8日生
療育手帳B
母 夏江 昭和7年7月12日生
（年金収入798,000円）
身体障害者手帳1級
草津市△△町の介護施設に入居

※以上のうち、太郎が千秋を除く4名を扶養している

《控除対象になる支払いなど》

医療費…年間支払額276,150円
高額療養費還付額18,000円
社会保険（給与分）…352,651円
国民年金保険料…194,960円
生命保険料（旧制度）…115,000円
個人年金保険料（旧制度）…36,013円
個人年金保険料（新制度）…17,053円
介護医療保険料…24,905円
地震保険料…46,537円

《収入、所得の記入》

○農業所得＝収入額－必要経費

＝280,000－230,000＝50,000円 裏面7、表面イ・②

○雑所得は、公的年金所得とその雑所得の計

(1) 公的年金所得は「書き方」の速算表で計算

収入額＝2,081,360＋25,100＝2,106,460

65歳以上なので、所得は

2,106,460－1,100,000＝1,006,460円 表面キ・⑦

(2) その他の雑所得＝収入額－必要経費

＝200,000－180,000＝20,000円 裏面9、表面ケ・⑨

○給与所得は「書き方」の速算表で計算

2,765,831÷4,000＝691（小数点以下切捨て）

691×2,800－80,000＝1,854,800円

給与所得と公的年金所得との調整

給与所得、公的年金所得とも10万円以上なので

給与所得から10万円を差し引く

1,854,800－100,000＝1,754,800円

裏面6、表面カ・⑥

○雑所得の合計⑩、所得金額合計⑫を記入

《所得から差し引かれる金額の記入》

左欄に内訳等、右欄に控除額を記載します

○社会保険料控除＝支払額

給与分…352,651円

国民年金保険料…194,960円

合計 547,611円 表面13

○生命保険料控除＝「書き方」の計算表で算出

一般生命保険（旧）115,000円→35,000円

個人年金保険

（旧制度）36,013円÷2＋7,500＝25,507

（新制度）17,053円÷2＋6,000＝14,527

（旧＋新）40,034円→上限28,000円

介護医療保険24,905円÷2＋6,000＝18,453円

合計 81,453円→上限70,000円 表面15

○地震保険料控除＝「書き方」の計算表で算出

地震保険 46,537円÷2＝23,269円 表面16

○障害者控除…夏江は特別障害、冬美はその他障害

300,000＋260,000＝560,000円 表面20

○配偶者・配偶者特別控除

花子の所得が1,141,600円なので、

（給与なので「書き方」の計算表を用いて計算）

配偶者特別控除を適用 210,000円

適用される控除に対応して表面21

○扶養控除…老人1人なので380,000円 表面23

○特定親族特別控除

春雄の所得が1,030,000円なので、310,000円

（給与なので「書き方」の計算表を用いて計算）

表面24

○基礎控除…合計所得の階層により430,000円 表面25

○医療費控除＝支払額－補填額

＝〔⑫の5%〕と〔10万円〕の小さいほうの金額

〔⑫が200万円未満のときは⑫の5%、200万円以上のとき

10万円になります〕

＝276,150－18,000＝258,150円 表面28

○控除金額の小計⑮、合計⑲を計算して記入

《市県民税・県民税の納税方法の記入》

給与所得以外の所得に対する市県民税の徴収方法

→希望する方法の欄にチェック

収入が無い場合

② 学生であった。(学校名: ○○大学)

3. 傷病者や遺族の年金を受けていた。遺族年金・障害者年金・その他 ()

4. 失業・生活保護・疾病 (年 月 から)

5. その他 ()

学生であった場合、学校名を記入する。
非課税の年金を受けている場合、年金の種別に○をつける。
失業などの場合、該当に○、いつからか記入する。
1～4に当てはまらない場合、生活資金をどうしているか記入する。

☎520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市役所税務課 市民税係 電話 (077) 551-0106 (直通)